

令和5年度

(令和5年4月から令和6年3月まで)

県営住宅

入居者募集の ご案内

■目次

1	申込み資格	P 1
2	申込みから入居まで	
2-1	定期募集の場合	P 2
2-2	通年募集の場合	P 3
3	申込み方法	
3-1	定期募集の方	P 3～5
3-2	通年募集の方	P 5
4	抽選の優遇措置	P 5
5	仮当選者の決定について	P 5
6	入居資格の失格事項	P 6
7	入居資格審査に必要な書類（仮当選した方、通年募集の方）	P 6～7
	・収入を証明する書類・第1期	P 8
	・収入を証明する書類・第2期～第4期	P 9
	・入居資格審査時必要書類チェックリスト	P 10
8	資格審査合格後、入居までの手続き	P 11
9	特定目的住宅等の取扱い基準について	P 12～14
10	収入基準の判定方法	P 15～20
11	県営住宅の位置図及び団地一覧表	P 21～41
12	県税の未納が無い証明書の発行窓口（県振興局税務部）	P 42
13	県営住宅入居申込書兼誓約書	P 43～48
14	県営住宅抽選結果通知書、県営住宅抽選番号通知書（はがき）	P 49～50
15	提出書類（自活状況申立書他）	P 51～P 56
16	長崎県住宅供給公社事務所のご案内図	P 57
17	令和5年度募集日程一覧表	裏表紙

長崎県土木部住宅課
指定管理者 長崎県住宅供給公社

県営住宅を申込まれる皆様へ

県営住宅は、県が国の補助を受けて建設した住宅で、県民・皆さんの大切な財産です。

県営住宅の入居申込みについては、いろいろな条件がありますので、入居申込書を書く前に必ずこの案内書をお読みください。

また、県営住宅に入居するにあたっては、皆様が快適な生活を営むための最低限のルールがありますので必ず守っていただく必要があります。

なお、近年のLGBTへの対応の社会的要請に応え、長崎市においては、「長崎市パートナーシップ宣誓」制度が導入されたことなどを踏まえ、LGBTのカップルについては、同宣誓又は宣誓に代わる証明資料の提示があれば、入居可能な世帯としての認定を行うこととしています。

入居者に守っていただく最低限のルール

- ① 家賃及び駐車場使用料は毎月末までにお支払いいただきます。家賃等を3か月滞納した場合は「住居の明け渡し請求対象」となります。
 - ② 団地の共益費は家賃とは別です。入居者の組織を通し必ず支払うこと。
 - ③ ゴミ置き場や通路、植栽等共用部分の清掃・維持管理を行いバルコニー・廊下等の共用部分は緊急時の避難経路となるため私物を置かないこと。
 - ④ 団地内及び住宅内において、騒々しい声を発したり、音を立てたりするような行為は厳に慎むこと。特に深夜早朝は、気を付けること。
 - ⑤ 建物の構造上、ある程度你的生活音等については、寛容の精神を持って受忍しましょう。
 - ⑥ 犬・猫・小鳥等ペットの飼育（敷地内への持込、餌やりも厳禁）は絶対にできません。
 - ⑦ 住宅や駐車場を使用する権利を他人に貸したり、譲渡したりすることはできません。
 - ⑧ 居住以外の用途には使用できません（事業所としての使用はできません）。
 - ⑨ 無断で、親族及び他人を同居（入居者の出産の場合を除く）させたり、模様替えをしないこと。
 - ⑩ 団地内及びその近隣での違反駐車は禁止します。
- ※上記のルールを守れない場合には、住居を明け渡していただくこととなります。

※退去時の原状回復義務について

退去の際には次に入居する方のため、入居当時の状態に修繕していただく必要があります。主な補修内容は、原状回復のための室内清掃費用、畳の表替え、襖紙の貼替え、床から1.8mの高さまでの壁クロスの貼替、または塗装の塗り替え費用、その他故意・過失により破損した部分の補修費用等で、約25万～35万円程度かかります。なお、金額については室内の使用状況や物価状況等により変動いたします。

個人情報保護について

長崎県及び長崎県住宅供給公社では、個人情報の保護に関する法律をはじめ、その他関係法令等を遵守し、個人情報を適正、かつ安全に取り扱うため、以下の方針に沿って個人情報の保護に努めます。

- 個人情報の使用目的について
提出いただいた情報は、県営住宅の申込みに係る入居者資格審査及び入居決定後の維持管理に使用いたします。
なお、申込書及び関係書類を提出いただいた場合は、この目的に同意したものとみなします。
- 利用、提供の制限について
収集した個人情報は、上記目的外には利用、提供いたしません。
- 適正な管理について
保有する個人情報は、漏えいや滅失を防止するため細心の注意を払い適正に管理します。

長崎県土木部住宅課・長崎県住宅供給公社